

令和2年12月22日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

沖縄県文化芸術振興審議会
会長 比嘉 悅子



令和2年度文化芸術振興施策の推進について（答申）

令和2年8月11日付け沖縄県諮問文第1号で諮問のあったみだしのことについて、下記のとおり答申します。

記

沖縄県では、文化芸術の振興に係る社会的ニーズが高まる中、平成25年10月に沖縄県文化芸術振興条例を制定し、「文化芸術の担い手の自主性の尊重」などの10の基本理念のもと、例年とは異なりコロナ禍の状況ということではありますが、令和2年度文化芸術振興施策に関する事業が実施されています。

このたび当審議会において、令和2年度文化芸術振興施策の推進について、別紙のとおり意見を取りまとめましたので答申します。

今後とも、本県の多様で特色のある文化・芸術資源を生かしつつ、その保存・継承及び新たな文化の創造に取組まれるとともに、更なる沖縄らしい文化・芸術振興施策が展開されることを期待しております。

令和2年度沖縄県文化芸術振興審議会における意見の詳細について

令和2年度文化芸術振興施策の推進について

- (1) しまくとうばの普及推進を図るため、地域のわらべ歌の活用等、特に幼児児童生徒を含め若年者向けに興味関心を喚起する取組について検討する必要があります。
- (2) 沖縄らしい風景づくりを促進するため、首里の瓦屋根等、沖縄の原風景を再現するよう事業を継続する必要があります。
- (3) 沖縄食文化の保存・普及・継承を促進するため、県民が琉球料理を生活に密着したものとして身近に感じるよう取り組む必要があります。
- (4) 沖縄の文化芸術の振興について、オーケストラの離島での公演等、島嶼県である本県では文化芸術の鑑賞機会の確保に費用を要するため、継続的な支援策等を検討していく必要があります。
- (5) 沖縄空手の振興を図るため、動画教材等の作成を推進し、世界中の愛好家が活用できるようにする必要があります。
- (6) 沖縄の伝統文化の振興を図るため、国立劇場おきなわで使用されている「字幕システム」等の他施設への普及促進を検討する必要があります。
- (7) 伝統工芸の振興を図るため、おきなわ工芸の杜を生産者に係る情報発信の場として位置づけ、その発信を強化するとともに、工芸産業の従事者が「誇りと自信」に繋がるような取組を強化する必要があります。